

## 福島県化学物質適正管理指針実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、「福島県化学物質適正管理指針」(平成10年福島県告示第634号。以下「指針」という。)を運用するに当たって、管理規程、事故発生時等の報告及び県の役割について規定し、円滑な運用を図ることを目的とする。

### (管理規程)

第2条 化学物質使用工場等の設置者が指針第4条に基づき定める管理規程は、管理化学物質の適正管理を行うための組織の整備、自主監視、事故時の措置、保守点検等の必要な事項を定めるものとする。

### (報告)

第3条 化学物質使用工場等の設置者は、災害又は事故の発生により化学物質が環境へ排出されたときは、応急の措置の完了後、速やかに講じた措置の内容等を事故発生報告書(様式第1号)により県へ報告すること。ただし、既に水質汚濁防止法等の規定により届出している場合はこの限りではなく、二重での報告は不要であること。

2 化学物質使用工場等の設置者は、県からの要請があったときは、当該化学物質使用工場等における化学物質の使用量、製造量等を化学物質使用量等総括表(様式第2号)により報告すること。

### (県の役割)

第4条 県は化学物質の適正管理及び排出抑制を推進するため、指針の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 化学物質の知見の収集を行うとともに、必要に応じて事業者に適宜提供する体制を整備すること。
- 二 化学物質使用工場等における化学物質に係る適正な取り扱いを推進するため、必要に応じて立入検査を実施し、指導又は助言を行うこと。
- 三 化学物質について、必要に応じて環境監視を行い事業者を指導すること。

### 附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成13年7月12日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。